

藤沢市地域分権及び地域経営の 推進に関する条例・規則の解説

1	藤沢市地域分権及び地域経営の推進に関する条例の解説	1
2	藤沢市地域分権及び地域経営の推進に関する条例・規則Q & A	11
3	藤沢市地域分権及び地域経営の推進に関する条例	17
4	藤沢市地域分権及び地域経営の推進に関する条例施行規則	19
5	地域経営会議の組織等に関する基準	21

経営企画部
市民自治部

藤沢市地域分権及び地域経営の推進に関する条例の解説

この解説は、藤沢市が新しく制定した「地域分権及び地域経営の推進に関する条例」と「同条例施行規則」の内容を説明するとともに、この条例・規則と地域経営会議との関係や位置付けなどを整理したものです。

◆なぜ条例をつくるのか

藤沢市には、「地区市民集会」や「くらし・まちづくり会議」など、30年以上にわたって積み上げてきた市民自治の実績があります。また、地域では、自治会・町内会、ボランティア、NPOなどの活動が活発に行われており、自助・共助の精神も芽生えてきています。これらを背景として、平成21年度に地域経営会議が各地区に発足しました。各地区の地域経営会議では、地区住民とともに地域特性に応じた永続的な地域のまちづくりへの取り組みを進めています。

同時に、新しく策定した総合計画では、「私たちの政府」という仕組みをつくり、新しい公共の実現に向けて地域分権や地域経営という考え方を中心に据えた藤沢づくりを推進しようとしています。こうした考え方は、市民、市民活動団体、大学、企業など藤沢市政に係わるすべての方にご理解いただき、お互いに協力しながら進めていく必要があります。

平成23年度から新総合計画がスタートし、藤沢市全体のまちづくり（藤沢づくり）と各地区でのまちづくり（地域づくり）が進められています。この機会に、それぞれまちづくりに共通する藤沢市の地域分権や地域経営に関する基本となる考え方やまちづくりの進め方を定めるため、新たに条例として位置付けることにしました。

◆新しい総合計画の策定

藤沢市は、平成21年度から22年度にかけて新しい総合計画を策定しました。総合計画とは、藤沢市が総合的・計画的にまちづくりを進める際の指針となるもので、市が様々な計画をつくったり、施策を進めるときの基本になるものです。

今回策定した新総合計画では、20年後までの藤沢市の将来像を「『私たちの政府』が創る、いまも未来も住み続けたいまち『湘南ふじさわ』」と定めています。市民と地域と行政が手を携えて課題に立ち向かう新しい仕組みを築き、豊かで暮らしやすく、持続可能な藤沢のまちを築くことを目指しています。

なお、新総合計画の策定にあたっては、市民一人ひとりが日常生活の中で感じている地域の良い点や課題などを寄せていただいた「気づきの調査」や、日頃は仕事などで市政にかかわりを持てない方を対象とした「討論型世論調査」などに参加いただいた多くの市民力、地域経営戦略100人委員会や地域経営会議を中心とした地域力、そして行政力の三層構造の仕組みにより進めてきました。

◆新しい公共とは

新総合計画を進めていく基本となる考え方は、「新しい公共」と「地域分権」です。このうち、新しい公共について、これまでの公共サービスは、行政がすべての公共サービスを提供することを基本にしてきました。これに対して、新しい総合計画では、市民、市民ボランティア、NPO、大学、企業等の知恵と力を集め、民間と行政とのパートナーシップを強化し、それぞれの持つ資源やノウハウを活用しながら、連携・協働して藤沢づくりを進めることを目指しており、こうした考え方を

新しい公共といいます。

◆地域分権とは

これからの中のまちづくりは、地域経営会議と市民センター・公民館が連携・協力して、地域特性を活かした個性ある地域づくりを進めていきたいと考えています。これを進めるためには、市役所の本庁が持っている権限や予算を市民センター・公民館に移譲する「市内分権」と、地域経営会議と市民センター・公民館が市民及び公共的団体と連携して地域の目指す方向を明らかにし、自助、共助、公助により地域づくりを進める「地域内分権」が必要になります。この市内分権と地域内分権を合わせて地域分権と呼んでいます。

◆地域経営とは

地域経営は、市民、公共的団体、地域経営会議並びに市が、それぞれ自律して行動し、相互に協働及び共創をしながら、地域や市域全体において、市民にとっての暮らしやすさと豊かさの向上を目指し、連携・協働して地域のまちづくりを進めていくことを指しています。

◆地域自治とは

地域自治は、地域の課題等の解決に地域住民が自ら取り組むことを指し、地域経営会議が市民、公共的団体及び市と連携、協働し、地域における魅力や課題、地域のあり方、将来の方向性等について、地域の様々な意見を聞きながら、それぞれの地域の特性に応じた永続的な地域のまちづくりを推進することをいいます。

◆「地域づくり」と「藤沢づくり」

市民、公共的団体、地域経営会議と市民センター・公民館が連携・協働して、それぞれの地域が持つ自然、歴史、文化などの地域資源や魅力を活かして、それぞれの地域に応じたまちづくりを進めていくことを「地域づくり」といいます。

これに対し、地域のまちづくりとあわせて藤沢市全体の生活・産業・交通などの環境を整え、市民の暮らしやすさを向上し、活力を生むまちにしていくための市全体のまちづくりを「藤沢づくり」としています。

◆地域経営会議の位置付けは

この条例・規則では、すでに市内13地区で活動している地域経営会議の位置付けや市との関係について整理しました。地域経営会議は、行政の附属機関（※注参照）ではなく、地域の意思を決定する組織であり、地域のあり方や将来の方向性を検討し、地域特性に応じた永続的な地域のまちづくりを推進する役割を担っています。

この条例・規則では、地域経営会議は、市民センター・公民館と連携し、地域の市民、公共的団体との意見交換等を通じて、地域のあり方、将来の地域づくりの方向性等について意見集約を行い、地域自治としての課題解決に向けた意思決定を行うとともに、それぞれの地域の特性に応じた永続的な地域のまちづくりを進めていくこととしています。そのため、各地区の地域経営会議のこれまでの活動を尊重し、市民、公共的団体と連携・協働して自発的な地域のまちづくり活動をさらに推進するための環境整備を図るものです。

※注 附属機関とは、条例の定めるところにより調停、審査、審議又は調査等を行うために置かれている組織をいいます。

(目的)

第1条 この条例は、新しい公共の実現に向けて、地域分権及び地域経営に関する基本的な理念とそれらの理念に則した永続的な地域づくりと藤沢づくりを推進するために必要な基本的事項を定めることにより、暮らしやすさと豊かさを目指す市民本位の地域社会を醸成し、もって市民生活の充実並びに自律した地域及び市域のまちづくりに寄与することを目的とする。

【趣旨】

第1条では、この条例を制定することにより、実現したい目的を定めています。

【内容】

藤沢市では、永続的な地域づくりと藤沢づくりを推進し、新しい公共を実現することにより、市民生活の充実と自律したまちづくりを目指したいと考え、そのために市民が共有すべき基本理念や基本的な仕組みなどの事項を定めています。

【解説】

- 1 「新しい公共」について、新総合計画の基本構想では、「市民、市民ボランティア、NPO、大学、企業等の知恵と力を集め、民間と行政とのパートナーシップを強化し、それぞれの持つ資源やノウハウを活用しながら、多様な主体との公民連携による新しい公共を実現します。」と定めています。この条例でいう新しい公共は、この考え方に基づいています。
- 2 永続的な地域づくり、藤沢づくりを推進するために必要な基本的事項とは、地域及び市全体のまちづくりを進めるための基本となる基本理念、市の責務、市民と公共的団体及び地域経営会議の役割、藤沢市の基本的な方向を示した総合計画とまちづくり活動との関係などであり、以下の各条文に定めています。

(基本理念)

第2条 市民、公共的団体（地域又は市域の社会形成にかかる活動を行う地縁による団体、市民活動団体、特定非営利活動法人等をいう。以下同じ。）及び地域経営会議（この市の区域内に存する市民センター又は公民館の管轄する区域ごとに市民、公共的団体に属する者等によって地域の意思を決定するために組織されている地域経営会議をいう。以下同じ。）並びに市は、それぞれが相互のパートナーシップを深め、それぞれが持つ技術、知識、経験等を活用するとともに連携し、協働して地域分権を推進するものとする。

- 2 市民、公共的団体及び地域経営会議並びに市は、それぞれ自律して行動し、かつ、相互に協働及び共創をしながら地域及び市域における市民にとっての暮らしやすさと豊かさの向上を目指す地域経営を推進し、市民生活の充実並びに地域及び市域の活性化に努めるものとする。

【趣旨】

第2条の第1項では地域分権について、第2項では地域経営についての考え方と進め方を定めています。また、括弧書きにより、公共的団体と地域経営会議の定義を表しています。

【内容】

第1項の条文を分かりやすくするため、括弧書きを除くと「市民、公共的団体及び地域経営会議並びに市は、それぞれが相互のパートナーシップを深め、それぞれが持つ技術、知識、経験等を活用するとともに連携し、協働して地域分権を推進するものとする」となります。

第2項では、市民、公共的団体、地域経営会議及び市は、自律して行動し、協働、共創しながら地域経営を推進し、市民生活の充実と地域の活性化に努めるとしています。

【解説】

- 1 公共的団体とは、自治会・町内会などの地縁団体、各種地域団体、市民活動団体、NPO法人（特定非営利活動法人）、地域貢献活動を行う民間企業・事業所など、不特定多数の利益の増進を目的とした公益的な活動を行う団体を幅広く指しています。
- 2 地域経営会議は、平成21年度から市内13地区に設置されており、市民自らが自分達が住むまちの将来を考え、方向性を定め、それを実現するために様々な人たちと協力して地域を活性化する取り組みを進めている地域住民の組織です。
- 3 地域経営は、地域の市民が自分達で地区の様々な課題の解決方策や地域のあり方、将来方向等を考え、自然、歴史、文化などの様々な地域資源や魅力を活かし、各地区の課題を解決して暮らしやすさと豊かさの向上を目指していくため、連携、協働して地域のまちづくりを進めていくことを指しています。
- 4 「共創」とは、市民、公共的団体、地域経営会議及び市それぞれが、市民生活の充実と地域の活性化のために創意工夫を凝らした活動を行い、新たなサービスや価値を創り出していくことをいいます。

（地域分権の推進）

第3条 地域内分権は、地域経営会議及び市民センター又は公民館が市民及び公共的団体と連携し、地域の魅力及び特色を高め、かつ、地域における課題に取り組むことにより推進するものとする。

- 2 市内分権は、市が効果的に地域内分権を支援し、かつ、市民サービスの向上を図るために市民センター及び公民館の機能を高めることにより推進するものとする。
- 3 地域分権は、前2項の規定による地域内分権及び市内分権の調和及び均衡を考慮して推進するものとする。

【趣旨】

第3条は、地域分権の内容や進め方を定めた条文です。

【内容】

地域分権には、第1項に定めた「地域内分権」と第2項に定めた「市内分権」からなっており、第3項で、この両方をバランスよく考慮して推進することにしています。

【解説】

- 1 第1項の地域内分権とは、各地区ごとに、地域経営会議と市民センター・公民館が市民や公共的団体と連携して地域の目指す方向を明らかにし、自助・共助・公助によって地域づくりを進めていくことを指しています。地域内で権限を分散することではなく、地区内の市民や公共的団体が市民センター・公民館と連携し、様々な地域資源を活かして地域の課題を解決したり、暮らしやすい環境を創り出したりする活動をいいます。
 - ◆地域分権及び地域経営の推進に関する条例施行規則（以下「規則」と表す）

第2条 条例第3条第1項の地域内分権の推進は、次により行うものとする。

 - (1) 地域経営会議及び市民センター又は公民館は、市民及び公共的団体と連携して自主的な地域のまちづくり及び基本構想に基づく地域のまちづくりに取り組むものとする。
 - (2) 地域経営会議及び市民センター又は公民館は、相互に連携して市民及び公共的団体に対する地域のまちづくりに関する情報の提供及び意見の集約に取り組むものとする。
- 2 第2項の市内分権とは、市役所本庁が持っている権限と予算などを市民センター・公民館に移譲し、市民センター・公民館の予算、権限、処理する事務の範囲を拡大することを意味します。
 - ◆規則第3条 条例第3条第2項の市内分権の推進は、次により行うものとする。
 - (1) 市長は、市民センター又は公民館の予算及び権限並びにその処理する事務の範囲の拡大を図るものとする。
 - (2) 市長は、前号の規定により市民センター又は公民館の予算等の拡大を図るに当たっては、市民センター又は公民館を支援する体制を整備するものとする。
- 3 「市民センター・公民館の機能を高める」というのは、地域における行政の拠点施設である市民センター・公民館に権限や予算等を移譲することにより、地域の拠点として地域性を活かした個性あるまちづくりを独自に決定し、推進できるようにすることを指しています。
- 4 第3項の地域内分権と市内分権の調和及び均衡というのは、各地区で行われる自助、共助、公助による地域づくりを推進するためには、市民センター・公民館の機能を高める必要があり、同時に市民センター・公民館の機能を高めることにより地域づくりが推進するという相互の関係を捉え、それぞれの取り組みが両輪として機能し、効果的に推進できるようにするために、将来にわたって調和と均衡を図っていくことを表したものです。

（市民主体のまちづくり）

- 第4条 市民は、地域分権及び地域経営の推進のための自助の取組を実施するとともに、第1条の目的を達成するための活動への参加、連携及び協働に努めるものとする。
- 2 公共的団体は、第1条の目的を達成するため、地域及び市域の魅力及び特色を高め、かつ、地域及び市域における課題に取り組むまちづくりを共助により推進するよう努めるものとする。
 - 3 地域経営会議は、第1条の目的を達成するため、地域における魅力及び課題、地域のあり方、将来の方向性等について、当該地域における様々な意見の集約等を行い、地域自治としての課題解決に向けた意思決定を行うとともに、それぞれの地域の特性に応じた永続的な地域のまちづくりの推進に努

めるものとする。

【趣旨】

第4条は、市民主体のまちづくりを推進するため、市民、公共的団体、地域経営会議それぞれの責任や活動範囲を定めています。

【内容】

- 1 市民は、自主的なまちづくり活動への参加に努めること、公共的団体は、地区あるいは全市的課題に取り組むまちづくりを共助により推進するよう努めることなど、それぞれ自発的な活動を推進することを定めています。
- 2 地域経営会議は、地区内の意見を集約・調整し、課題解決に向けた意思決定を行うとともに、新総合計画の地区別まちづくり実施計画に定めた事業を実施するほか、地域の自助、共助による自主的・自発的な地域まちづくり活動の推進に努めることとしています。

【解説】

1 自助・共助・公助とは

自助　自分の責任で自分自身や家族の助け合いで行うこと。

共助　自分だけでは、実施することが難しいことや解決が困難なことについて、周囲の人や地域の人達の助け合いで行うこと。

公助　個人や地域あるいは民間の力では解決が困難なことについて、公的機関が行うこと。

- 2 地域経営会議では、これまで地区住民の意見を集約するときは、地区集会やアンケートなど、各地区ごとに創意工夫をしながら様々な手法により行ってきています。こうした取り組みを明確にするため、条例第4条第3項では、地域経営会議が意見集約を行うことを定めるとともに、規則第4条では、意見集約の方法を明文化しました。

◆規則第4条 地域経営会議は、条例第4条第3項の意見の集約等を行う場合には、地区集会、アンケート調査等その地域の実情に沿った方法により行うものとする。

- 3 地域経営会議は、今まで全ての地区で公開で行われています。地域経営会議における意思決定過程の透明性を高めるため、改めて規則第4条第2項で、地域の課題解決に向けた意思決定を行う場合、その決定のための会議は公開で行うことと定めました。

◆規則第4条第2項 地域経営会議は、条例第4条第3項の地域自治としての課題解決に向けた意思決定を行う場合には、その決定のための会議を公開によって行うものとする。

- 4 地域の課題とは、地区内の多くの住民が共通して抱えている問題であり、内容によって、その地区だけのもの、あるいは複数の地区や全市に共通するものなどがあります。地域経営会議では、アンケートを実施したり、地区全体集会を開催するなどして、地域の課題を把握するとともに、解決策を地区住民に示し、より多くの地域住民の声を聞いたうえで、公開の会議で決定することになります。

- 5 地域の課題解決のために地域経営会議が行う意思決定と議会との関係については、例えば、予算が必要な計画は、市民センター・公民館が必要な予算要求を行

い、市長が予算案として編成し、議会に提案します。議会の議決を経て、計画として実施されることになります。

これに対して、地域経営会議が市民、公共的団体と連携し、住民自治を推進するために行う市の予算を伴わない地域の自発的活動を進めるときの意思決定は、議会で審議、決定いただくものではなく、自主的に推進することになります。

6 条例第4条第3項に定める地域経営会議の権限の範囲は、次のとおりです。

- ①自助、共助によって行う自主的な地域のまちづくりに関すること。
- ②地域の魅力や課題、地域のあり方、将来の方向性等について、地域の様々な意見を集約し意思決定すること。
- ③それを地域まちづくり計画案や実施計画案として市長に提出すること。
- ④それに基づき市長が定めた地域まちづくり計画や実施計画の進行状況を管理すること。
- ⑤その変更案を策定し、市長に提出すること。
- ⑥永続的な地域のまちづくりを推進するため、意見、要望、政策の提言を市長に提出すること。
- ⑦地域の公共資産の有効活用を進めること、などです。

そのほかの地域経営会議の組織構成や活動の進め方等については、これまでの要綱に代わり、各地区の会則において定めるように整理しています。

7 地域経営会議では、地域の課題の解決方策を検討し、そのための取り組みを総合計画の実施計画事業としてまとめてきました。これからも地域経営会議が中心となって、永続的な地域づくり活動を行うために、市と連携しながら、計画案を策定し、市長に提出できることを規則で定めることにより、地域経営会議の役割を明らかにしています。

◆規則第4条第3項 地域経営会議は、条例第4条第3項の永続的な地域のまちづくりを推進するため、この市が基本構想に係る基本計画又は実施計画の策定をするときは、市長が別に定める様式によりその存する地域における地域まちづくり計画案又は地区別まちづくり実施計画案をそれぞれ策定し、市長に提出することができる。

8 地域経営会議は、総合計画実施事業の進行状況を管理し、必要なときは、変更案を提出できることも規則で明文化しました。

◆規則第4条第4項 地域経営会議は、条例第4条第3項の永続的な地域のまちづくりを推進するため、地域まちづくり計画及び地区別まちづくり実施計画の進捗管理を行うものとする。この場合において、当該進捗管理に基づきその必要があると認めるときは、地域経営会議は、この市が基本構想に係る基本計画又は実施計画の変更をするときに、地域まちづくり計画又は地区別まちづくり実施計画の変更案を市長に提出することができる。

9 地域経営会議が市民センター・公民館と連携して行う新総合計画の基本構想に基づく地域まちづくり実施計画の進捗管理とは、計画が予定通り進んでいるかどうかを確認しながら進めることです。新総合計画では、この進捗管理を管理システムとして位置付け、PLAN（計画）→DO（実施）→CHECK（評価）→ACTION（改善）というサイクルを通じて、持続的に成果を追求する仕組みとしています。

基本計画は3年ごとに、実施計画は毎年見直しを行うことにしており、地域まちづくり目標、地域まちづくり活動、地域まちづくり指標として設定した、それぞれの成果指標に基づき管理します。

10 地域経営会議の活動のなかで、市政に対する意見や要望を提出したり、新たな施策を提言することができるよう規定に定めました。市民本位の立場から、また地域の視点から、これまでも行ってきた意見要望等の機会を規定に定めて保証することは、市民本位の市政を推進するうえで重要なことであり、地域経営会議の役割としても大切なことだと考えています。

◆規則第4条第5項 地域経営会議は、市長に対して、地区別まちづくり実施計画の実施その他条例第4条第3項の規定による永続的な地域のまちづくりの推進をするために必要な意見若しくは要望を提出し、又は施策の提言を行うことができる。

11 地域経営会議は、市民、公共的団体との情報交換に努めるとともに、共通の課題解決に向けた地域の自主的まちづくり活動を行う際は、それぞれの役割に応じて連携した取り組みを進める必要があります。総合計画の地域まちづくり計画や実施計画の策定、変更の際は、地域経営会議が中心となって、地区内の課題の整理、市民や公共的団体との意見交換や意見の集約を行うとともに、実施できる体制づくりを進めます。

(総合的な施策の推進)

第5条 市は、地域分権及び地域経営の推進に関する必要な施策を総合的かつ計画的に行うものとする。

【趣旨】

第5条では、主に総合計画事業の計画的な推進に関して定めたものです。

【内容】

地域分権及び地域経営を推進するために必要な施策として、総合計画の基本計画や実施計画を決定または変更することを定めています。

【解説】

- 1 地域分権及び地域経営の推進に関する必要な施策は、総合計画に定めた計画事業が該当します。この計画の策定、変更、計画的推進を規則で明文化しています。
- 2 総合計画実施計画に必要な経費の予算化について、規則の中では、市長の責務として計画事業の予算化及び地域経営会議の運営に必要な予算の措置に努めることを定めています。
- 3 地域経営会議が要望、提言を提出したり、地区独自のまちづくり活動を展開するときは、市との連携、協働が必要になります。このため、市側の対応として、市長は、地域経営会議から総合計画の基本計画及び実施計画の案が提出されたり、変更案が提出されたときは、これをしっかりと受け止め、内容を十分精査したうえで決定することを規則で定めました。

◆規則第5条 市長は、前条第3項の規定による地域まちづくり計画案若しくは地区別まちづくり実施計画案又は同条第4項の規定による地域まちづくり計画若しくは地区別まちづくり実施計画の変更案が提出されたときは、その内容を精査し、それぞれの地域における基本計画としての地域まちづくり計画及び実施計画としての地区別まちづくり実施計画を決定するものとする。

4 市長は、地域経営会議が行う総合計画実施計画事業の実施に必要な経費の予算化、あるいは地域経営会議の運営に必要な予算の確保など、地域まちづくり活動を支援するための市長の責務を規則で明確にしました。地域経営会議を中心とした地域の意見・要望等を実現するために必要な規定だと考えています。

◆規則第5条第2項 市長は、前項の地区別まちづくり実施計画の実施に要する経費の予算化に努めるとともに、地域経営会議の運営に必要な予算の措置を講ずるものとする。

同条第3項 市長は、地域経営会議から前条第5項の規定による意見若しくは要望の提出又は施策の提言があったときは、十分な検討を行い、必要に応じて市の施策に反映させるものとする。

(市民主体のまちづくりの推進)

第6条 市長は、第4条に規定する市民主体のまちづくりの具体化に努めるものとする。

【趣旨】

第6条は、第4条に定めた市民、公共的団体、地域経営会議におけるまちづくりの推進について市長の責務を規定したものです。

【内容】

市長は、第4条に規定する市民、公共的団体、地域経営会議が行う市民主体のまちづくりを具体化するため、施策への反映あるいは予算化に努めることを条例で明文化しました。

【解説】

1 具体化とは、市民主体のまちづくりを市としてしっかりと受け止め、その施策化を図ったり、必要な予算措置を行うことを表しています。

2 これまでの地域経営会議の委員は、市長が委嘱する無報酬のボランティアでしたが、新しい地域分権、地域経営の仕組みのなかで、地域経営会議は、地域特性を活かした総合計画実施計画案を策定したり、永続的なまちづくり活動を自主的に推進する主体であり、市の附属機関ではありません。この関係を明確にするとともに、地域経営会議の委員が地域で活動しやすくするための環境整備の一環として、これまでの委嘱に代わり、団体や委員の認定という新たな対応を行います。

◆規則第5条第4項 市長は、地域経営会議において委員が選出されたときは、その者が条例及びこの規則の規定により地域のまちづくりを推進する地域経営会議の委員であることを表するために必要な措置を講ずるものとする。

3 市長の責務として、市が総合計画を策定したり変更するときは、市民、公共的団体、地域経営会議の意見を聞くことという規定を規則で明文化しました。これは、基本構想に定める「私たちの政府」という新しい仕組みを築くことを具体的に表したものです。

◆規則第5条第5項 市長は、基本構想に基づき、全市のまちづくり計画及び実施計画の策定又は変更をするときは、市民、公共的団体及び地域経営会議の意見を聞くものとする。

4 市民が市政に参画し、協働してまちづくりを推進するためには、市政情報の公開による情報の共有が不可欠です。そのため、情報の積極的な提供と意見の集約を市長の責務として規則に盛り込みました。

◆規則第5条第6項 市長は、市民、公共的団体及び地域経営会議に対し、市民主体のまちづくりの推進のため必要な情報の提供及び意見の集約を行うものとする。

(委任)

第7条 この条例の施行に関し必要な事項は、市長が別に定める。

【趣旨】

第7条は、条例に定めた事項を実施するため、施行規則に委任する規定です。

【内容】

この委任規定に基づき、藤沢市地域分権及び地域経営の推進に関する条例施行規則が定められています。

附 則

この条例は、平成23年4月1日から施行する。

【趣旨】

附則では、この条例が施行される期日を定めています。

【内容】

新総合計画が平成23年度からスタートすることから、平成23年度4月1日から施行します。

藤沢市地域分権及び地域経営の推進に関する条例・規則

Q & A

【問1】「永続的な地域づくりと藤沢づくりの概念図」により、地域経営会議と市民及び公共的団体との関係を説明してください。

【問2】なぜ地域経営会議は、市の附属機関ではないのですか。

【問3】地域経営会議の役割とは何ですか。

【問4】地域経営会議が意思決定した事項は、どのように反映されるのですか。

【問5】条例化により、地域経営会議の自発的活動が束縛されることはないですか。

【問6】地域経営会議は、自主的な地域のまちづくりなどを主体的に行う実施主体であると考えて宜しいですか。

【問7】地域経営会議と市民及び公共的団体との関わりは何ですか。

【問8】市は、地域経営会議の「委員であることを表すため必要な措置を講ずる」とは、どのようなことですか。

【問9】地域経営会議は、どのようなプロセスで意思決定するのですか。

【問10】新総合計画に基づく地区別まちづくり実施計画等の進捗管理とは、どのように行うのですか。

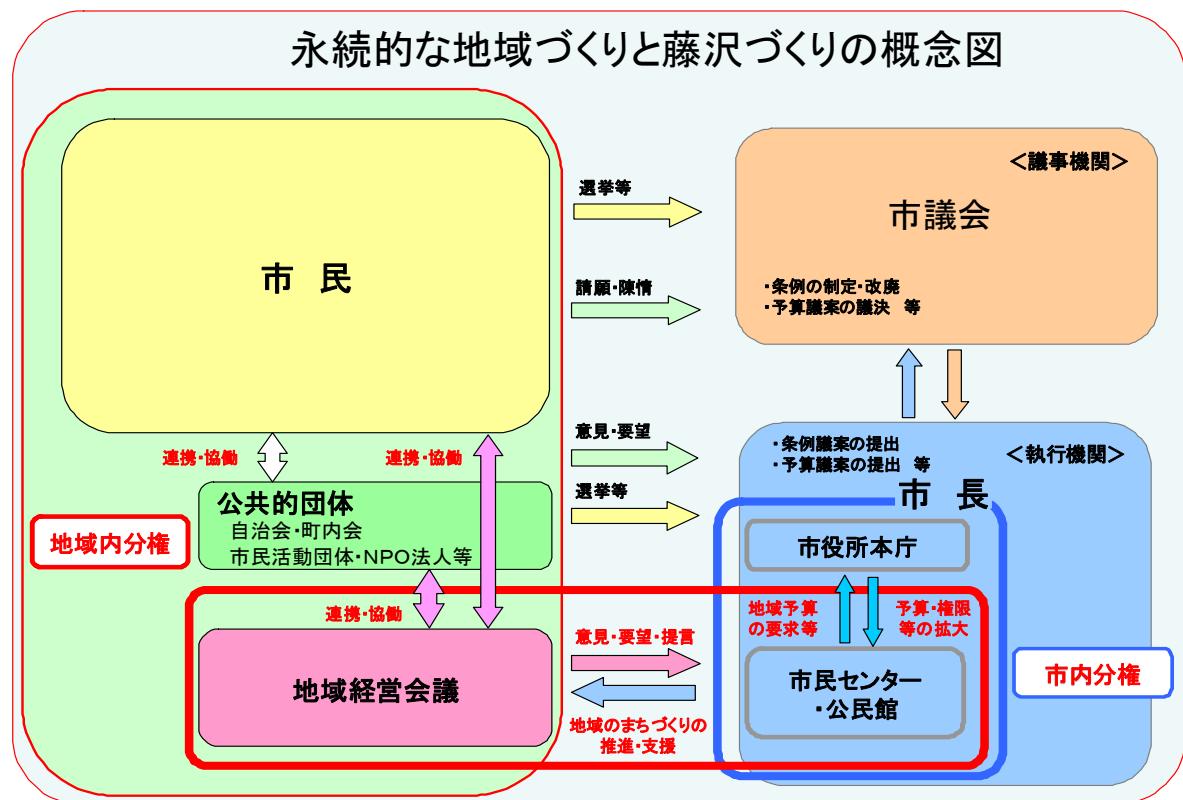
【問11】新総合計画策定にあたっての地域経営会議委員の責任はあるのでしょうか。

【問12】地域経営会議の活動は、地区間競争の助長につながりませんか。

【問1】「永続的な地域づくりと藤沢づくりの概念図」により、地域経営会議と市民及び公共的団体との関係を説明してください。

【答1】概念図において、「地域内分権」は地域経営会議と市民センター・公民館が市民及び公共的団体の意見を聞きながら、連携・協働して地域のめざす方向を明らかにし、地域の魅力及び特色を高め、かつ、地域の課題に自助・共助・公助により取り組む地域づくりを進めることを表しています。

また、地域経営会議は、永続的な地域のまちづくりの推進をするために必要な意見、要望、施策の提言を市に行うことができることを定めています。市民センター・公民館は、地域経営会議とともに地域のまちづくりの推進を行い、また必要な支援をいたします。



※ 永続的な地域づくりと藤沢づくりを進めるしくみを、基本的な概念図として表現したものです。

【問2】なぜ地域経営会議は、市の附属機関ではないのですか。

【答2】地域経営会議は「地域の課題を地域で考え、地域で解決していく」視点に基づき、自ら地域自治としての課題解決に向けた意思決定を行うとともに、それぞれの地域の特性に応じた地域まちづくりを進める自主的な組織です。

附属機関とは、条例の定めるところにより、調停、審査、諮問又は調査のための機関として、市の執行機関の組織の一部として位置づけられるものです。

【問3】地域経営会議の役割とは何ですか。

【答3】 地域経営会議の皆さんとの役割とは、地域の特性に応じた永続的な地域のまちづくりを行うため、市民センター・公民館とともに、市民、公共的団体と連携・協働して、自主的な地域のまちづくりを進めていただくことです。

その主たるものとして、次の7点があげられます。

- ①地域の市民の皆さんや地域における様々な団体と連携して、自主的な地域のまちづくりを進めていただくこと。
- ②市民センター・公民館と連携し、地域の市民の皆さん、公共的団体からの意見交換等を通して、地域の魅力や課題、地域のあり方、将来の地域づくりの方向性などについて、地域の様々な意見の集約を行い、地域自治としての課題解決に向けた意思決定を行っていただくこと。
- ③それらのことについて、新総合計画に基づき、地域まちづくり計画案や地区別まちづくり実施計画案を市長に提出していただくこと。
- ④新総合計画に基づき、市長が定めた地域まちづくり計画及び地区別まちづくり実施計画に対して、市民センター・公民館と連携・協働してP D C Aサイクル（PLAN（計画）→D0（実施）→CHECK（チェック・評価）→ACTION（改善））に基づく進捗管理を行い、進行状況を管理していただくこと。
- ⑤その変更案を策定し、市長に提出していただくこと。
- ⑥地域資産の有効活用を進めていただくこと。
- ⑦永続的な地域のまちづくりを推進するために、意見、要望、政策の提言を市長に提出していただくこと。

その他の地域経営会議の組織構成や活動の進め方等については、これまでの要綱に代わり、各地区の会則において定めていただくこととしています。

【問4】地域経営会議が意思決定した事項は、どのように反映されるのですか。

【答4】 地域経営会議が策定した地域まちづくり計画案及び地区別まちづくり実施計画案等の提出や永続的な地域まちづくりを推進するための提言等が行われた場合には、市は内容を十分精査し、計画案については地域まちづくり計画及び地区別まちづくり実施計画として決定します。また、意見や要望等については、必要に応じて市の施策に反映されることとなります。なお、予算を必要とする計画につきましては、市民センター・公民館が必要な予算要求を行い、市長が予算案として編成し、議会へ提案することとなります。

【問5】条例化により、地域経営会議の自発的活動が束縛されることはないですか。

【答5】地域経営会議の皆さんがある、永続的なまちづくりに対して行う自発的活動を制度として明らかにすることが条例の目的です。
このことから、自発的活動を束縛するものではありません。

【問6】地域経営会議は、自主的な地域のまちづくりなどを主体的に行う実施主体であると考えて宜しいですか。

【答6】地域経営会議が市民、公共的団体と連携・協働して行う自助、共助による自主的な地域のまちづくりに関しては、内容によっては実施主体となることも想定されます。

【問7】地域経営会議と市民及び公共的団体との関わりは何ですか。

【答7】市民、公共的団体と地域経営会議は、相互のパートナーシップを深め、それぞれが持つ技術、知識、経験等を活用するとともに連携・協働して地域分権を推進します。したがって、地域経営会議は市民センター・公民館と連携・協働して、地域まちづくり事業の実施や自発的活動を進めていくために、市民や公共的団体との協議、調整などを行い、地域のまちづくりを推進していただくことがその関わりとなります。

【問8】市は、地域経営会議の「委員であることを表すため必要な措置を講ずる」とは、どのようなことですか。

【答8】地域経営会議は会則と委員名簿を作成し、市に提出します。市は、これにより市と連携・協働して地域のまちづくりを推進する団体、そして地域経営会議の委員として認定させていただきます。

【問9】地域経営会議は、どのようなプロセスで意思決定するのですか。

【答9】地域のまちづくりの推進にあたり、地域経営会議と市民センター・公民館が連携・協働して、市民及び公共的団体を対象とした地区全体集会やアンケート調査等を行い、広く地域の皆さんとの意見や提案をまとめていただきながら、地域の課題等について意思決定し、まちづくりを進めていただくものです。

【問10】新総合計画に基づく地区別まちづくり実施計画等の進捗管理とは、どのように行うのですか。

【答10】地域経営会議と市民センター・公民館は、永続的な地域のまちづくりを推進するため、P D C Aサイクルに基づく地域まちづくり計画及び地区別まちづくり実施計画の進捗管理を行い、市民の方々や地域における様々な団体と連携して、自主的な地域のまちづくりとこれらの計画に基づく取り組みを進めていただきたいと考えています。

また、市は(仮)市民満足度調査等を定期的に実施し、地区毎の分析結果を地域経営会議の皆さんに提供するなどして過大な負担とならないものにしていきたいと考えています。

※ P D C Aサイクル：

PLAN（計画）→DO（実施）→CHECK（チェック・評価）→ACTION（改善）を繰り返すことで、この繰り返しから方針の妥当性の検証ができ、計画や行動が目的・目標に適合されていくこととなります。

【問11】新総合計画策定にあたっての地域経営会議委員の責任はあるのでしょうか。

【答11】新総合計画に基づく地域まちづくり計画及び地区別まちづくり実施計画は、市が定めたものであり、その実施等に関する責務は市が担うものです。

【問 12】 地域経営会議の活動は、地区間競争の助長につながりませんか。

【答 12】 1 3 地区のそれぞれの地域には、地域の特性や個性、歴史・伝統文化や芸術、その他の魅力ある素晴らしい資源、また、これまでの地域の「らしさ」やまちの形成も異なります。自分たちの地域を愛し、より良くしたいと思う気持ちや願いは同じものでも内容や行動の仕方は異なります。

したがって、地域経営会議はそれぞれの地域の特性に応じた永続的な地域のまちづくりを推進していただくものであり、地区間の競争を助長するものではありません。

藤沢市地域分権及び地域経営の推進に関する条例

(目的)

第1条 この条例は、新しい公共の実現に向けて、地域分権及び地域経営に関する基本的な理念とそれらの理念に則した永続的な地域づくりと藤沢づくりを推進するためには必要な基本的事項を定めることにより、暮らしやすさと豊かさを目指す市民本位の地域社会を醸成し、もって市民生活の充実並びに自律した地域及び市域のまちづくりに寄与することを目的とする。

(基本理念)

第2条 市民、公共的団体（地域又は市域の社会形成にかかる活動を行う地縁による団体、市民活動団体、特定非営利活動法人等をいう。以下同じ。）及び地域経営会議（この市の区域内に存する市民センター又は公民館の管轄する区域ごとに市民、公共的団体に属する者等によって地域の意思を決定するために組織されている地域経営会議をいう。以下同じ。）並びに市は、それぞれが相互のパートナーシップを深め、それが持つ技術、知識、経験等を活用するとともに連携し、協働して地域分権を推進するものとする。

2 市民、公共的団体及び地域経営会議並びに市は、それぞれ自律して行動し、かつ、相互に協働及び共創をしながら地域及び市域における市民にとっての暮らしやすさと豊かさの向上を目指す地域経営を推進し、市民生活の充実並びに地域及び市域の活性化に努めるものとする。

(地域分権の推進)

第3条 地域内分権は、地域経営会議及び市民センター又は公民館が市民及び公共的団体と連携し、地域の魅力及び特色を高め、かつ、地域における課題に取り組むことにより推進するものとする。

2 市内分権は、市が効果的に地域内分権を支援し、かつ、市民サービスの向上を図るために市民センター及び公民館の機能を高めることにより推進するものとする。

3 地域分権は、前2項の規定による地域内分権及び市内分権の調和及び均衡を考慮して推進するものとする。

(市民主体のまちづくり)

第4条 市民は、地域分権及び地域経営の推進のための自助の取組を実施するとともに、第1条の目的を達成するための活動への参加、連携及び協働に努めるものとする。

2 公共的団体は、第1条の目的を達成するため、地域及び市域の魅力及び特色を高め、かつ、地域及び市域における課題に取り組むまちづくりを共助により推進するよう努めるものとする。

3 地域経営会議は、第1条の目的を達成するため、地域における魅力及び課題、地域のあり方、将来の方向性等について、当該地域における様々な意見の集約等を行い、地域自治としての課題解決に向けた意思決定を行うとともに、それぞれの地域の特性に応じた永続的な地域のまちづくりの推進に努めるものとする。

(総合的な施策の推進)

第5条 市は、地域分権及び地域経営の推進に関する必要な施策を総合的かつ計画的に行うものとする。

(市民主体のまちづくりの推進)

第6条 市長は、第4条に規定する市民主体のまちづくりの具体化に努めるものとする。

(委任)

第7条 この条例の施行に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この条例は、平成23年4月1日から施行する。

藤沢市地域分権及び地域経営の推進に関する条例施行規則

(趣旨)

第1条 この規則は、藤沢市地域分権及び地域経営の推進に関する条例（平成23年藤沢市条例第38号。以下「条例」という。）第7条の規定に基づき、条例の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(地域内分権の推進)

第2条 条例第3条第1項の地域内分権の推進は、次により行うものとする。

- (1) 地域経営会議及び市民センター又は公民館は、市民及び公共的団体と連携して自主的な地域のまちづくり及び基本構想（地方自治法（昭和22年法律第67号）第2条第4項の基本構想をいう。以下同じ。）に基づく地域のまちづくりに取り組むものとする。
- (2) 地域経営会議及び市民センター又は公民館は、相互に連携して市民及び公共的団体に対する地域のまちづくりに関する情報の提供及び意見の集約に取り組むものとする。

(市内分権の推進)

第3条 条例第3条第2項の市内分権の推進は、次により行うものとする。

- (1) 市長は、市民センター又は公民館の予算及び権限並びにその処理する事務の範囲（次号において「予算等」という。）の拡大を図るものとする。
- (2) 市長は、前号の規定により市民センター又は公民館の予算等の拡大を図るに当たっては、市民センター又は公民館を支援する体制を整備するものとする。

(地域経営会議の地域のまちづくりの推進)

第4条 地域経営会議は、条例第4条第3項の意見の集約等を行う場合には、地区集会、アンケート調査等その地域の実情に沿った方法により行うものとする。

- 2 地域経営会議は、条例第4条第3項の地域自治としての課題解決に向けた意思決定を行う場合には、その決定のための会議を公開によって行うものとする。
- 3 地域経営会議は、条例第4条第3項の永続的な地域のまちづくりを推進するため、この市が基本構想に係る基本計画又は実施計画の策定をするときは、市長が別に定める様式によりその存する地域における地域まちづくり計画案又は地区別まちづくり実施計画案をそれぞれ策定し、市長に提出することができる。
- 4 地域経営会議は、条例第4条第3項の永続的な地域のまちづくりを推進するた

め、地域まちづくり計画（次条第1項の規定により策定された地域まちづくり計画をいう。以下この項において同じ。）及び地区別まちづくり実施計画（次条第1項の規定により策定された地区別まちづくり実施計画をいう。以下この項及び次項において同じ。）の進捗管理を行うものとする。この場合において、当該進捗管理に基づきその必要があると認めるときは、地域経営会議は、この市が基本構想に係る基本計画又は実施計画の変更をするときに、地域まちづくり計画又は地区別まちづくり実施計画の変更案を市長に提出することができる。

- 5 地域経営会議は、市長に対して、地区別まちづくり実施計画の実施その他条例第4条第3項の規定による永続的な地域のまちづくりの推進をするために必要な意見若しくは要望を提出し、又は施策の提言を行うことができる。

（総合的な施策の推進）

第5条 市長は、前条第3項の規定による地域まちづくり計画案若しくは地区別まちづくり実施計画案又は同条第4項の規定による地域まちづくり計画若しくは地区別まちづくり実施計画の変更案が提出されたときは、その内容を精査し、それぞれの地域における基本計画としての地域まちづくり計画及び実施計画としての地区別まちづくり実施計画を決定するものとする。

- 2 市長は、前項の地区別まちづくり実施計画の実施に要する経費の予算化に努めるとともに、地域経営会議の運営に必要な予算の措置を講ずるものとする。
- 3 市長は、地域経営会議から前条第5項の規定による意見若しくは要望の提出又は施策の提言があったときは、十分な検討を行い、必要に応じて市の施策に反映させるものとする。
- 4 市長は、地域経営会議において委員が選出されたときは、その者が条例及びこの規則の規定により地域のまちづくりを推進する地域経営会議の委員であることを表するために必要な措置を講ずるものとする。
- 5 市長は、基本構想に基づき、全市のまちづくり計画及び実施計画の策定又は変更をするときは、市民、公共的団体及び地域経営会議の意見を聴くものとする。
- 6 市長は、市民、公共的団体及び地域経営会議に対し、市民主体のまちづくりの推進のため必要な情報の提供及び意見の集約を行うものとする。

附 則

この規則は、平成23年4月1日から施行する。

地域経営会議の組織等に関する基準

(趣旨)

第1条 この基準は、この市における市民主体の地域分権を進め、地域主体のまちづくりを推進するために、この市の区域内に存する市民センター又は公民館（以下「市民センター等」という。）の管轄する区域における市民、公共的団体に属する者等によって組織され、この市とともに協働することを目的として設立される団体（以下「地域経営会議」という。）の組織等に関する基本的な事項を定めるものとする。

(設立対象区域等)

第2条 地域経営会議は、この市が設置した市民センター等の管轄する区域を単位として設立することができるものとする。

2 前項の規定により同項の区域（以下「設立対象区域」という。）ごとに設立することができる地域経営会議の数は、1とする。

(名称)

第3条 地域経営会議の名称には、次の表の左欄に掲げる当該設立対象区域内に存する市民センター等の区分に応じ、それぞれ同表の右欄に定める管轄区域の名称を冠しなければならないものとする。

市民センター等	管轄区域の名称
六会市民センター	六会
片瀬市民センター	片瀬
明治市民センター	明治
御所見市民センター	御所見
遠藤市民センター	遠藤
長後市民センター	長後
辻堂市民センター	辻堂
善行市民センター	善行
湘南大庭市民センター	湘南大庭
湘南台市民センター	湘南台
鵠沼市民センター	鵠沼
藤沢公民館	藤沢
村岡公民館	村岡

2 地域経営会議は、前項の名称のほか、愛称その他の呼称を独自に定めることができるものとする。

(事務所の設置)

第4条 地域経営会議は、設立対象区域内に存する市民センター等にその事務所を置くものとする。

(役割)

第5条 地域経営会議は、当該設立対象区域内における課題等について自主的かつ主体的に協議し、市民主体の地域分権を進め、地域主体のまちづくりを推進するとともに、その結果を意見、要望等として市に提案することができるものとする。

(組織)

第6条 地域経営会議は、当該地域経営会議が決定した人数の委員で組織することができるものとする。

(委員)

第7条 委員は、次に掲げる者に該当する者のうちから、第14条に定めるところにより設置される委員選考委員会が選考し、選任するものとする。

(1) 当該地域経営会議が設立される区域内において活動する団体から推薦された者

(2) 当該地域経営会議が設立される区域内に居住する者（この市の常勤の特別職、職員又は議員である者を除く。）

2 委員の任期は、2年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

3 委員は、再任されることができる。

4 地域経営会議は、必要のあると認めるときは、前項の規定による再任の回数を定めることができるものとする。

(役員等)

第8条 地域経営会議に会長ほか必要な役員等を置き、委員の互選によりこれを定めるものとする。

2 役員等の任期は、当該委員の任期内において、地域経営会議が定めることができるものとする。

(会議)

第9条 地域経営会議は、会長が招集する。

2 地域経営会議は、半数以上の委員の出席がなければ、会議を開き、議決をすることができない。

3 経営会議の議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。

(資料の提出依頼)

第10条 地域経営会議は、その所掌事務を執行するに当たり必要があるときは、当該事務に係る事項を所管するこの市の課等その他の機関に対し、資料の提出を求めることができるものとする。

(意見等の聴取)

第11条 地域経営会議は、会議の運営上必要があると認めるときは、委員以外の者を会議に出席させ、その説明又は意見を聞くことができる。

(会議の公開)

第12条 地域経営会議は、その会議を公開するものとする。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合は、この限りでない。

(1) 会議の内容が非公開情報に係るものである場合

(2) 会議を公開することにより、当該会議の適正な運営に著しい支障が生ずると認められる場合

(議事録の作成)

第13条 地域経営会議は、会議を開催したときは、次の事項を記載した議事録を作成するものとする。ただし、軽易なものについては、この限りでない。

(1) 会議を開催した日時及び場所

(2) 委員の現在数及び出席した委員の数

(3) 開催目的、審議事項及び議決事項

(4) 議事の経過の概要及びその結果

(委員選考委員会)

第14条 地域経営会議は、当該委員の任期が満了する1月前までに、会長及び委員のうちから会長があらかじめ指名する者並びに委員以外の者のうちから当該地域経営会議が選任する者によって組織される委員選考委員会を設置しなければならない。

2 委員選考委員会は、その委員としての任期が満了する前までに、新たな委員となる者についての募集を行い、委員の選任をしなければならない。

3 地域経営会議は、前項の規定により委員選考委員会が新たな委員に係る募集及び選任を行う場合は、この市に対して必要と認める支援を求めることができるものとする。

(経費)

第15条 地域経営会議の経費は、市からの補助金その他の収入をもって充てる。

(会計年度)

第16条 地域経営会議の会計年度は、毎年4月1日に始まり、翌年の3月31日に終わる。

(設立等の届出)

第17条 前各条に定めるところに従い、地域経営会議を設立したときは、地域経営会議設立等届（別記様式）に当該地域経営会議の会則及び委員名簿を添えて、市長に提出しなければならない。

2 次条の認定を受けた地域経営会議は、当該認定に係る事項に変更が生じたとき、又は新たな委員を選任したときは、地域経営会議設立等届に当該変更内容を証する書類を添えて、市長に提出しなければならない。

(団体等の認定)

第18条 市長は、前条の届出があったときは、当該団体が前各条の規定に該当する地域経営会議であることを確認し、当該届出があった団体を当該設立対象区域の地域経営会議として認定するとともに、当該委員をその地域経営会議の委員として認定するものとする。

2 前項の規定は、前条第2項の変更等の届出があった場合について準用する。

(補助金の交付等)

第19条 市長は、前条の認定を受けた地域経営会議に対し、その運営に係る経費として別に定めるところにより補助金を交付し、及び情報の提供その他の支援を行うものとする。

附 則

- 1 この基準は、平成23年4月1日から施行する。
- 2 この基準の施行の際現に存する地域経営会議は、この基準の相当規定に従い設立され、この市の認定を受けた地域経営会議とみなす。

別記様式（第17条関係）

地域経営会議設立等届出書

年 月 日

(平成 年)

藤沢市長

所 在 地

団 体 名

代表者氏名

印

地域経営会議の組織等に関する基準 $\left\{ \begin{array}{l} \text{第17条第1項} \\ \text{第17条第2項} \end{array} \right\}$ の規定に基づき、
次の書類を添えて、届け出ます。

- 1 地域経営会議の会則 別紙のとおり
- 2 地域経営会議の委員名簿 別紙のとおり